平成２５年（フ）第８２号
岐阜県可児市中恵土1862番地１　レオパレス和107、前住所福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦１丁目２番２―202号　パティオ福岡東W棟
債務者　永露　英一
１　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第８５号
岐阜県可児市川合438番地　エレガンスかわいＢ―203
債務者　森井三枝子
１　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第６１３号
神戸市灘区八幡町４丁目９番27―304
債務者　柳　　裕治
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６２３号
愛知県春日井市弥生町２丁目153番地　星和春日井コーポラス403号
債務者　中村　雷太
１　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１６号
山口県防府市八王子２丁目11番20―203号　サンシティ八王子
債務者　森田　淳一
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
山口県防府市八王子２丁目11番20―203号　サンシティ八王子
債務者　森田みちよ
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１７号
和歌山市西浜1009番地の１
債務者　小畑　裕里
１　決定年月日時　平成25年10月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第５３２号
千葉市若葉区若松町2201番地４　ユーコーポＡ棟201号
破産者　白石　　治
１　決定年月日　平成25年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２９７号
千葉市稲毛区稲毛東３丁目19番12号
破産者　株式会社茶の和
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６８９号
千葉市美浜区高浜１―７―６―302
破産者　株式会社高谷荷役サービス
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６９０号
千葉市美浜区高浜１丁目７番６棟302号
破産者　高谷　宏一
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２６号
滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上3642番地
破産者　パークウッドホーム株式会社
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１８４７号
大阪府東大阪市菱屋西６丁目１番43号
破産者　有限会社ユーディーコーポレーション
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４２８号
大阪市中央区南船場１丁目１番13
破産者　グローバルハウジング株式会社
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０４号
奈良県北葛城郡広陵町大字寺戸285番地の１
破産者　有限会社大宇化成工業所
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
最後の住所奈良県香芝市良福寺174番地１　杉本方、前住所奈良県大和高田市大字築山47番地１
破産者　被相続人亡山田菊夫相続財産
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
茨城県神栖市溝口4539番地36
破産者　有限会社グリーンライフサービス
１　決定年月日　平成25年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第３５５号
千葉県習志野市藤崎１丁目15番44号　第３ドリーム藤102号
破産者　村井　紀博
１　決定年月日　平成25年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６４６号
千葉県市川市南八幡３丁目７番７号
破産者　株式会社信英企画
１　決定年月日　平成25年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係